稲わら撤去緊急支援事業費補助金交付要綱

制定　令和８年１１月４日

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和８年１０月２１日からの大雨により農地や農業用施設（水路・農道等）に堆積した稲わらを、営農再開に向け撤去するための収集・運搬に要する費用の一部を支援することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成１７年由利本荘市条例第５３号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成１７年由利本荘市規則第４０号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成１７年由利本荘市規則第４１号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第２条　補助対象事業者は、稲わら堆積ほ場の耕作者、地権者、及び地域の組合等とし、かつ第２項の要件を満たすものとする。

２　由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成２５年由利本荘市条例第８号）第２条及び第４条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成２８年由利本荘市規則第３４号）第２条および第４条の規定による制限措置に該当しないものとする。

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、堆積した稲わらの収集、運搬車への積込及び次の各号に掲げる運搬に要する費用とする。

（１）由利本荘市本荘清掃センター（以下「清掃センター」という。）への運搬

（２）すき込み処理するための堆積ほ場以外のほ場への運搬

２　次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。

（１）堆積した稲わらを当該堆積ほ場においてそのまますき込む場合

（２）国、県その他の補助制度を活用した場合

（補助金の交付額）

第４条　補助金の額は、次の各号に定める額とし、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

（１）堆積した稲わらを清掃センターへ搬入して処分する場合、当該稲わらの重量１kg 当たり５．５円を上限とする。重量は、清掃センター発行の計量票により確定する。

（２）堆積した稲わらを堆積ほ場以外へ運搬し、すき込み処理する場合の補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

（補助金の申請等の手続き）

第５条　補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例及び規則に定めるところによる。ただし、補助金交付の申請時期は清掃センター又は稲わらをすき込み処理するほ場への搬入完了後とする。

（実績報告）

第６条　事業が完了し、市へ報告するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）堆積した稲わらを清掃センターへ搬入して処分する場合、清掃センター発行の計量票、作業日報、稲わら収集前後の状況がわかる写真等により確認する。

（２）積した稲わらを堆積ほ場以外へ運搬し、すき込み処理する場合、作業日報、支払った作業労賃や借用機械等の領収書、稲わら収集前後の状況がわかる写真等により確認する。

（補助事業の期間）

第６条　補助事業の期間は、令和９年３月３１日までとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月４日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	補助対象経費の上限額	補助率
作業労賃	１日当たり８，３２０円（１時間当たり１，０４０円）	３分の１
キャリア	１日当たり１５，０００円（１時間当たり１，８７５円）	
軽トラック	１日当たり７，６００円（１時間当たり９５０円）	

※キャリア以外の機械等を使用した場合は、キャリアの上限額を適用する。

※軽トラック以外の車両を使用した場合は、軽トラックの上限額を適用する。